

介護サービス事業者の皆様へ

改正健康増進法により、施設・事業所等は

敷地内禁煙又は屋内禁煙が義務づけられます



望まない受動喫煙を防止するため、多数の人が集まる施設・事業所はその種類に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙が義務づけられることになりました。

但し、例外として喫煙可能な場所を設けることができます。

敷地内禁煙と屋内禁煙のどちらが必要となるかや、喫煙可能な場所の設け方については、その施設の種類によって異なります。以下を御確認ください。

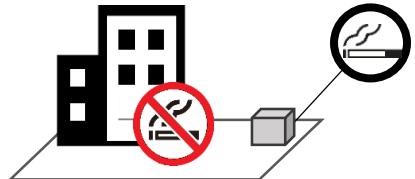
介護老人保健施設・介護医療院は第一種施設です



2019年7月1日～

学校・病院・児童福祉施設、行政機関 等 (第一種施設)

原則敷地内禁煙です。ただし例外として、以下の要件を満たす喫煙場所の設置ができます。



- ・屋外の場所の一部であること
- ・喫煙可能な場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ・施設管理者によって区画されていること
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

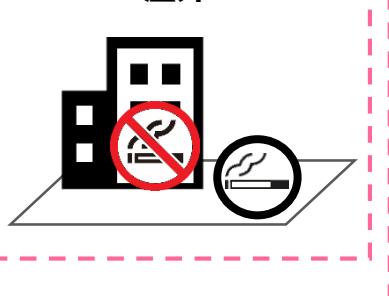
介護老人保健施設・介護医療院以外の施設・事業所は第二種施設です



2020年4月1日～

事業所、ホテル・旅館、美容室、飲食店 等 (第二種施設)

原則屋内禁煙です。ただし、例外として以下の場所に喫煙場所を設置することができます。

屋外**屋内**

- ・以下の要件を満たす飲食店・喫茶店等の、店内の全部又は一部の場所【経過措置】

- ・法施行（2020年4月1日）の際、現存すること
- ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下
- ・客席面積が100m²以下

※ 上記要件に該当することを証明するため、床面積や資本金額等に係る資料を備えなくてはなりません。

喫煙可能室



規制の対象となるたばこ

規制対象

たばこ葉を燃焼又は加熱するたばこ製品

例) 紙巻たばこ、加熱式たばこ



規制対象外

それ以外のたばこ

例) 加熱式たばこ以外の電子たばこ



法律の規制対象ではありませんが、規制対象のたばこと見分けがつかないため、喫煙禁止場所で吸わないことをお薦めします。



法律の施行日

2019年7月1日 学校・病院・児童福祉施設等（第一種施設）に対する規制 施行

2020年4月1日 その他の施設等 全面施行

この時点までに、法律に沿った対策を行わなければなりません。



法律における義務

全ての人の義務

- ・喫煙禁止場所において喫煙しない義務
- ・紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等をしない義務
- ・喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務

喫煙可能な場所を設置する場合、その出入口の見やすい場所に喫煙可能な場所である旨の標識を設置する必要があります。

施設の管理権原者の義務

- ・喫煙可能な場所を設置する場合、その旨を示す標識を設置する義務
- ・喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務
- ・喫煙場所を設置する場合、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する義務
- ・喫煙室内へ20歳未満の人（従業員を含む）を立ち入らせない義務

→これらの義務違反者に対しては、**罰則**が発生する場合があります。



お問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課

TEL 028-623-3094 FAX 028-623-3920

宇都宮市は、宇都宮市保健所健康増進課

TEL 028-626-1128

FAX 028-627-9244



たばこは日本人死亡の最大のリスクです。

県民の健康を守るために、御協力をお願いいたします。

